

# 一般廃棄物処理基本計画

(ごみ処理基本計画)

中間見直し

2018年度～2021年度

案

2018年3月

佐世保市

## もくじ

### 第1章 策定の趣旨及び基本的考え方

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
	(1) 他計画等との関係	
	(2) 計画対象区域	
	(3) 計画の範囲	
	(4) 計画目標年度	
3	ごみ処理の現況	3
4	中間見直しまでの成果及び今後の課題	6
	(1) 中間見直しまでの成果	
	(2) 今後の課題	
5	中間見直しの基本的な考え方	9
	(1) 計画のテーマ	
	(2) 基本方針	
	(3) 各主体の責務及び役割	

### 第2章 計画の指標及び目標値

1	ごみ処理の見込量	11
2	計画目標	11
	(1) 目標設定の考え方	
	(2) 指標及び目標値	

### 第3章 排出抑制

1	排出抑制の考え方	13
2	排出抑制の施策	13
	(1) 資源物の分別排出の徹底	
	(2) 家庭系ごみの2段階有料化制度の充実	
	(3) 事業系ごみ対策	
	(4) 環境教育・環境学習の推進	
	(5) 食品ロスの削減	

### 第4章 分別収集

1	分別収集の考え方	15
2	分別して排出するごみの種類と分別区分	15
3	市が処理しないごみ	16
	(1) 市が収集及び処分しないごみ（処理除外物）	
	(2) 市が収集しないごみ	

## 第5章 ごみの適正処理

1 収集運搬計画	17
(1) 市の収集運搬の体制	
(2) 市が収集しないごみの処理方法	
(3) ごみステーションの整備及び適正排出の指導	
(4) ごみステーションへの排出困難者の対策	
2 中間処理計画	20
(1) 中間処理施設の概要	
(2) ごみの適正処理	
(3) 運転効率の最適化	
3 再生利用計画	21
(1) 資源化施設の概要	
(2) 循環利用に適した処理	
(3) リユースの推進	
(4) ごみ発電	
(5) 家電等のリサイクル推進	
(6) 焼却灰溶融処理によるリサイクル	
(7) 焼却灰のセメント原料化によるリサイクル	
(8) 小型家電リサイクル推進	
(9) 宇久地区のごみのリサイクル推進	
(10) 他市町からのごみの持込み	
4 最終処分計画	24
(1) 最終処分場の概要	
(2) 今後の方針	

## 第6章 ごみ処理施設の整備

1 処理施設の種類ごとの整備	25
(1) 焼却施設	
(2) 破碎施設	
(3) 灰溶融施設	
(4) 資源化施設	
(5) 最終処分場関係施設	

## 第7章 その他ごみ処理に関する必要な事項

1 佐世保市環境政策審議会による進捗管理	26
2 緊急時対策	26
(1) 災害対策	
(2) 海岸漂着物対策	
3 不適正処理及び不法投棄対策	27
4 計画に基づく施策の方向性	27

## 第1章 策定の趣旨及び基本的考え方

### 1 計画策定の趣旨

この計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「法」という。）第6条の規定により、市に策定を義務付けられた、その区域内の一般廃棄物の処理に関する内容のうち、長期的視点に立った、10年間（2012(平成24)～2021年度）のごみ処理について基本的な事項を定めるものです。

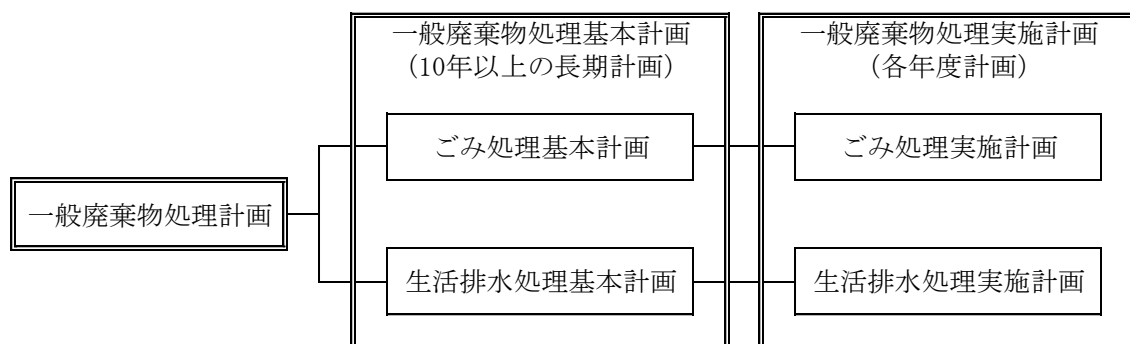
中間目標年度としていた2017(平成29)年度にあたり、廃棄物処理に関する法制度、社会経済情勢、技術革新及び目標値の達成状況などを踏まえて見直しました。

### 2 計画の位置づけ

一般廃棄物処理計画は、①長期的視点に立った市の一般廃棄物処理の基本方針となる計画（一般廃棄物処理基本計画）と、②基本計画に基づき年度ごとに、一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等について定める計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成されています。また、それぞれ、ごみに関する部分（ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画）と生活排水に関する部分（生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画）とから構成されています。

この計画は、収集運搬から中間処理、最終処分に至るまでのごみ処理全体に関する基本計画です。

図1 一般廃棄物処理計画の構成

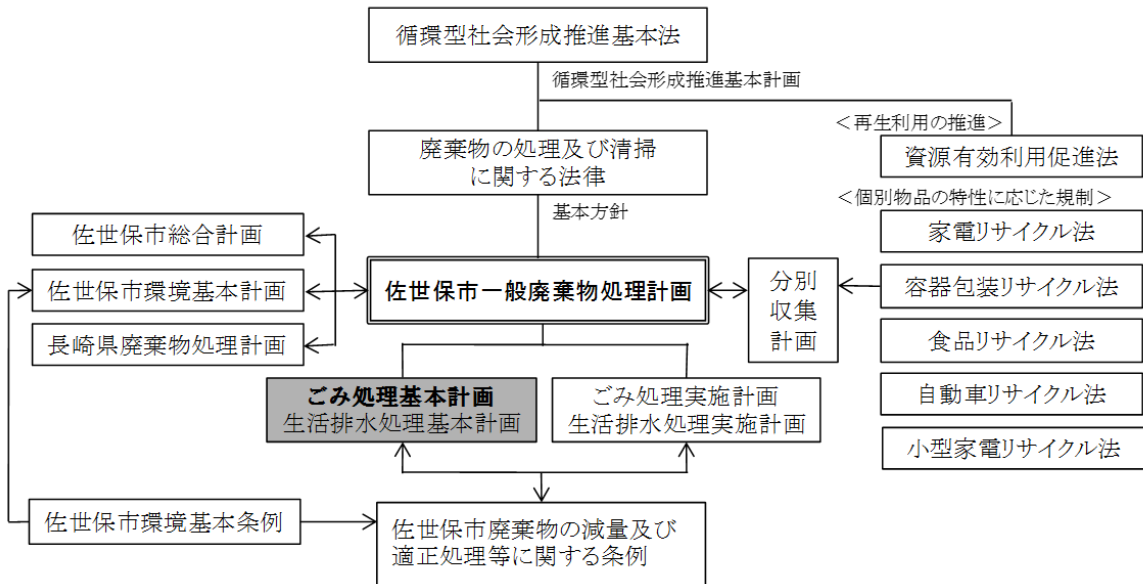


この計画について、Plan(計画の策定)、Do(実行)、Check(評価)、Action(見直し)のいわゆるPDCAサイクルにより、継続的に点検、評価、見直しを行っていきます。

#### (1) 他計画等との関係

この計画は、廃棄物処理に係る法令のほか、佐世保市総合計画に即し、佐世保市環境基本条例に基づく「佐世保市環境基本計画」と整合を図って策定します。それぞれの関係性は、次の図に示すとおりです。

図2 他計画との関係



(2) 計画対象区域

この計画の対象区域は、2018年3月末現在の佐世保市全域とします。

図3 佐世保市行政区域



### (3) 計画の範囲

この計画の対象となるのは、佐世保市内で発生するすべての一般廃棄物（ごみ）です。また、できるだけごみとして排出されないようにする方法についても対象とします。

### (4) 計画目標年度

計画目標年度は引き続き2021年度とします。なお、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うこととします。

計画の期間（中間見直し後）：2018～2021年度  
計画目標年度：2021年度

## 3 ごみ処理の現況

国・地方を挙げた循環型社会の形成に向けた取組が広まったこともあり、ごみ排出量が増大を続け、最終処分場の確保が課題となっていた本市でも循環型社会の形成を目指した「4R（注）」の取組を推進してきました。

自然に恵まれた美しい郷土を次世代へ引き継ぐため、だれもが積極的に「4R」に取り組み、地域の特性に即した循環型社会を形成していくことを目指して、次の基本方針に沿って、市民、事業者及び行政のそれぞれが適切な役割分担の下、相互に連携・協働し、様々な施策を展開してきました。

- ①ごみの排出抑制と減量化の推進（リフューズ、リデュースの推進）
- ②適正な循環利用と処理の推進（リユース・リサイクルの推進）
- ③総合的なごみ処理システムの点検・評価

注：4R ごみになるものを断る（Refuse:リフューズ）  
ごみになるものを減らす（Reduce:リデュース）  
ものをそのまま再使用する（Reuse:リユース）  
原材料に戻して再生利用する（Recycle:リサイクル）

その結果、ごみ排出量は2000（平成12）年度をピークに減少しています。

2016（平成28）年度は、2000（平成12）年度比で、ごみの排出量は約27%、人口一人当たりの排出量は約22%と大幅に減量化しています。2010（平成22）年度比では、ごみの排出量は約7%、人口一人当たりの排出量は約4%と減量効果は継続しています。

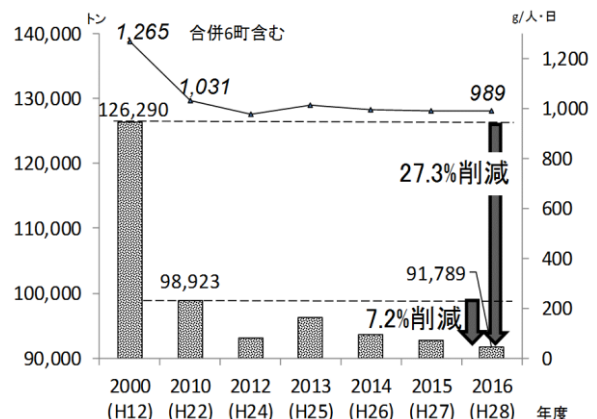


図4 ごみ排出量と1人1日平均排出量の推移

### ア 家庭から排出されるごみ

家庭から排出されるごみ（以下「家庭系ごみ」という。）については、ごみの減量化等を目的に、2005(平成17)年1月に2段階有料化制度を実施し、2009(平成21)年1月に制度の一部を改正しました。合併により市域が拡大し人口も増えてきましたが、有料化制度の導入や市民のごみ減量・分別意識の浸透と実践により、2010(平成22)年度には、2000(平成12)年度比で4割の排出量削減を達成しました。その後も減量効果は継続しており、2016(平成28)年度は、2010(平成22)年度比で約3%の削減となっています。

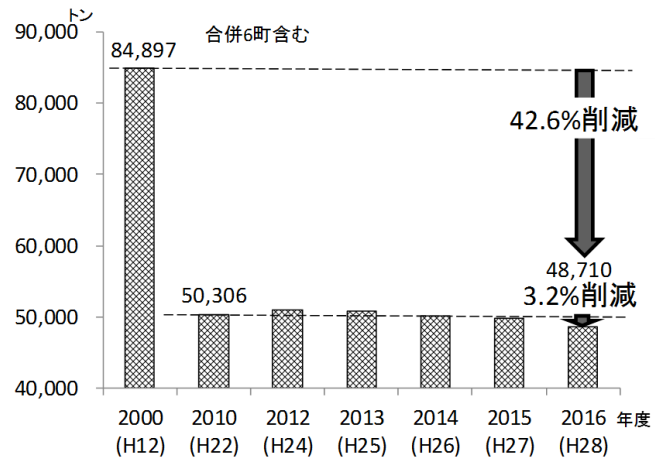


図5 家庭系ごみの推移

### イ 事業所から排出されるごみ

事業所から排出されるごみ（以下「事業系ごみ」という。）は、2006(平成18)年度にピークに達しましたが、その後は減少に転じているものの、市の処理施設に持ち込まれるごみの約半分を占めています。2016(平成28)年度は、2010(平成22)年度比で約11%減少しましたが、近年は横ばい傾向にあります。

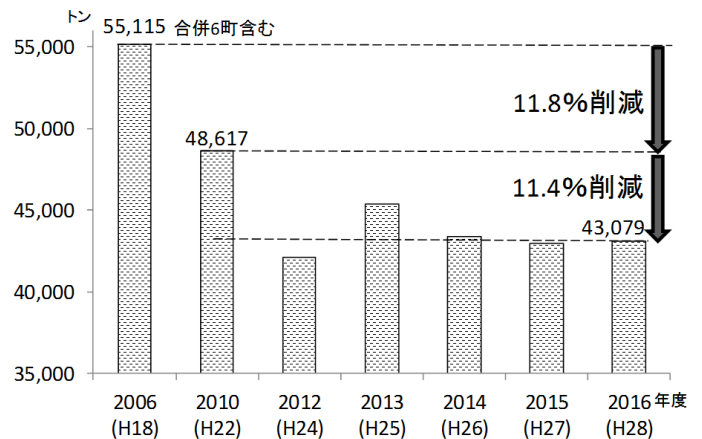


図6 事業系ごみの推移

### ウ 最終処分量

最終処分場の延命化を図るため、2008(平成20)年8月から西部クリーンセンターで焼却灰の溶融処理を開始しました。その結果、2010(平成22)年度には、2000(平成12)年度比で最終処分量の8割を削減することができ、その後もほぼ同水準で推移しています。その成果もあり、最終処分場の延命化が図られ、2034年までの量が確保される見込みです。

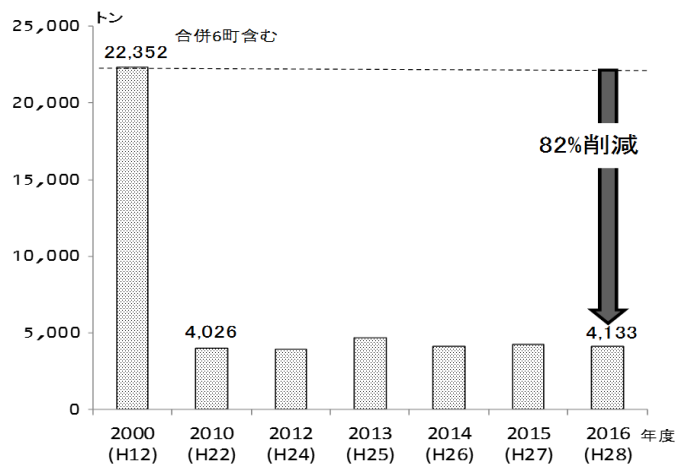


図7 最終処分量の推移

エ 収集された資源物のリサイクル

資源物として集められた12品目（小型家電含む）は、次の図に示す経路で適正にリサイクルされます。また、灰溶融処理で発生する溶融メタルは金属を回収するための原料として引き取られ、溶融スラグは公共工事等の土木資材に利用されています。



※引取量は、2016(平成28)年度実績で資源集団回収を除く。



近年、資源集団回収で集められる資源物の量は減少傾向ですが、民間リサイクル量の増加によりリサイクル率は上昇しています。

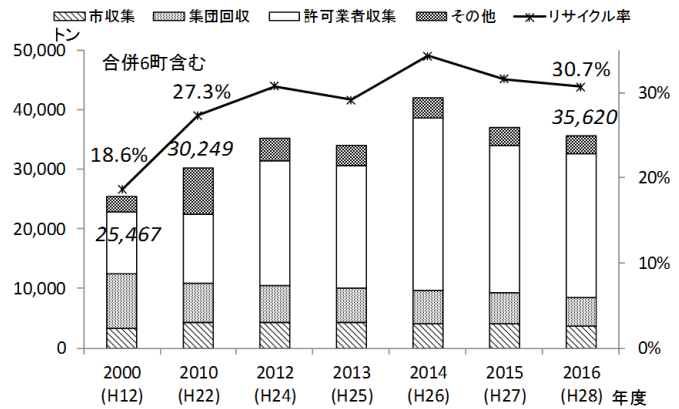


図9 資源化量とリサイクル率の推移

### オ 処理施設の運営

収集したごみは、西部クリーンセンター、東部クリーンセンター及び宇久清掃センターの3施設で法令に定める処理施設の維持管理の技術上の基準を遵守し、適正に処理しています。

また、施設の運用に関しては、効率的な人員及び設備の配置に努めています。

老朽化した西部クリーンセンターについては建て替えを進めており、東部クリーンセンターについては長寿命化計画に基づき、基幹的設備の改良を実施しています。

## 4 中間見直しまでの成果及び今後の課題

### (1) 中間見直しまでの成果

ごみ処理における課題として、事業系ごみの減量化、宇久地区での分別収集の充実、処理施設の整備という3つの課題を挙げていました。中間見直しまでの5年間(2012(平成24)～2016(平成28)年度)の取組の成果は次のとおりです。

また、この5年間に、新たな課題として、灰溶融施設の運営費増や、小型家電リサイクル法への対応にも取り組み、成果は次のとおりです。

### ア 事業系ごみの減量化

事業活動によって排出されるごみは、経済状況を反映する一面を持っています。また、観光振興を柱の一つとする本市では、宿泊施設や飲食店も多くあります。

一方、市の処理施設に搬入される事業系ごみの中には、本来持ち込めない物や資源化できる物が混入している例も見受けられ、各排出事業所に十分な理解が得られていない側面がうかがえることが課題となっていました。

このため、事業者や収集運搬業者へ適正な分別と処理方法の周知や個別指導、クリーンセンターにおける定期的な展開検査などにより、事業系ごみの減量化を図りました。

また、事業系ごみは、紙類の比率が高いことから、古紙回収モデル事業を実施し、事業系古紙の民間リサイクルルートを構築しました。

この結果、事業系ごみは2010(平成22)年度比で約11%減量することができました。

## イ 宇久地区での分別収集の充実

宇久地区は、外海離島という地理的な要因から、島内でごみ処理を完結させる方式（一島完結処理）として、佐世保市との合併後も合併協定に基づき旧町時代の3種3分別を継続し、島内の処理施設で処理してきました。

合併から10年以上が経過しますが、リサイクル率は2016(平成28)年度で1%程度と低く、また、人口一人当たりの排出量も本土と比べて多く、ごみ減量化・資源化が進んでいないことが課題となっていました。

また、ごみ処理についても、宇久清掃センターの耐用年数や今後の人口減少を見据え、施設の統合も視野に入れた、より効率的な処理体制の構築が課題となっていました。

このため、新西部クリーンセンターの稼働に合わせて、分別区分の統一や2段階有料化制度等を導入し、本土で統合処理する方針を決定しました。

## ウ 処理施設の整備

西部クリーンセンターは、建設から約40年が経過し、老朽化が著しいことから、課題となっていた建て替えについて、事業計画に沿って進めています。

東部クリーンセンターは、2001(平成13)年の稼働以来17年が経過し、安定した焼却や発電能力を保てるよう、課題となっていた長寿命化の整備を図るため、基幹的設備の改良を実施しています。

## エ 灰溶融施設の運営費増への対応

灰溶融施設は、東日本大震災以降の電気料金等の高騰により運営費が負担となっていることから、将来的なコスト比較、新たなごみ処理技術、他都市の状況等を総合的に勘案し、焼却灰はセメント原料化処理委託へ変更する方針を決定しました。なお、セメント原料化への変更後、灰溶融施設は廃止します。

## オ 小型家電リサイクル法への対応

2013(平成25)年の小型家電リサイクル法の施行を受け、灰溶融施設における有用金属（メタル類）の生成及び売却による再資源化に加え、補完的に小型家電の臨時回収を実施し、小型家電リサイクルを促進しました。

また、焼却灰のセメント原料化方式では有用金属は回収されないため、灰溶融施設廃止後の小型家電リサイクルについて再検討し、小型家電をごみステーションで分別収集する方針を決定しました。

## (2) 今後の課題

中間見直しまでの取組により、課題に対する一定の成果が得られましたが、課題として引き続き取組を進めていくもの、方針決定後の実現に向けて取組を進めていくもの、新たな課題として取組が必要なものなど、今後の課題は次のとおりです。

### ア 事業系ごみの減量化

課題として取組を進め、順調に減量化を図ってきましたが、近年は微減傾向に

あります。事業系ごみは、類似団体と比較すると多いという実態がありますが、都市としての産業構造、経済状況や事業活動の動向にも影響される一面があるため、ごみの組成との関連など総合的な調査・分析を行ったうえで、より効果的な取組について検討します。

#### イ 宇久地区の統合（分別区分の統一、2段階有料化制度等の導入、本土での統合処理）

方針決定に基づき、本土との統合に向けて進めていく必要があります。

分別区分の統一や2段階有料化制度等の導入にあたっては、宇久地区の市民に十分に説明を行うとともに、試行期間を設定するなど準備を円滑に進めていきます。

また、本土での統合処理については、効率的な輸送方法の検討や、中継施設などの施設整備を行う必要があります。

#### ウ 処理施設の整備

西部クリーンセンターは、事業計画どおり建て替えを進めていきます。

東部クリーンセンターは、事業計画どおり基幹的設備の改良を実施しています。最終処分場の拡張計画を検討していく必要があります。

#### エ 焼却灰のセメント原料化

方針決定に基づき、焼却灰のセメント原料化方式への変更に向けて、契約等の準備を進める必要があります。また、灰溶融施設の廃止にあたっては、運営会社との契約関係の手続き、施設の解体などを速やかに進めていく必要があります。

#### オ 小型家電リサイクル法への対応

方針決定に基づき、小型家電のごみステーションでの分別収集に向けて、市民への広報周知を図るとともに、安定的な処理体制を整備する必要があります。

#### カ 食品ロスの削減

本来食べられるのに廃棄されている「食品ロス」が近年社会問題となっています。国民一人一日当たりの食品ロスは、茶碗1杯分のご飯の量に相当すると言われています。ごみ処理施設でごみの組成をみても、厨芥類は10～15%と少なくありません。食品ロスの削減のためには、食品関連事業者、飲食店や宿泊施設、小売店、家庭などが、それぞれ排出抑制や資源化に努める必要があります。今後情報収集に努め、国や県と連携・協力し対応を検討します。

#### キ 災害廃棄物処理計画の策定

東日本大震災や熊本地震を教訓に、災害への備えとして「災害廃棄物処理計画」の策定が求められています。今後想定される地震等の災害に対して、被害を軽減するための災害予防、災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うための応急対策、円滑な災害廃棄物の処理を推進するための復旧・復興対策など、平時から対策を講じておく必要があります。

## 5 中間見直しの基本的な考え方

中間見直しであることから、計画のテーマ、基本方針、各主体の責務及び役割については変更せず、目標年度である2021年度に向けて、引き続き取組を進めます。

目標値については、これまでの達成状況、課題解決による効果、処理方法の改善等を踏まえ、見直すこととします。

### (1) 計画のテーマ

私たち佐世保市民は、豊かな自然の恩恵を受けて育ち、暮らしています。同時に、この環境を守り、次世代へ引き継ぐ責任も合わせ持っています。また、私たちの暮らしのもとである風土は、そこを訪れる人たちにとって大きな魅力にもなります。

市民一人ひとりが不法投棄等のごみ問題をはじめ、自然保護や地球温暖化等の様々な環境問題に対する認識を深め、将来にわたって持続的に安心して暮らしていくよう、具体的な行動を積極的に起こしていく必要があります。

### (2) 基本方針

自然に恵まれた美しい郷土を次世代へ引き継ぐため、だれもが積極的に「ごみになるものを断る（**R**efuse:リフューズ）、ごみになるものを減らす（**R**educe:リデュース）、ものをそのまま再使用する（**R**euse:リユース）、原材料に戻して再生利用する（**R**ecycle:リサイクル）」という「4R」に取り組み、地域の特性に即した循環型社会を形成していくことを目指して、次の基本方針に沿って、市民、事業者及び行政のそれぞれが適切な役割分担の下、相互に連携・協働し、様々な施策を展開していきます。

#### ① ごみの排出抑制と減量化の推進

市民だれもが、ごみ処理を通じて改めて今の生活様式を見直し、地球温暖化対策も含めた環境への負荷を抑えるための理解と実践が得られるよう、環境負荷に配慮した消費、使用及び廃棄について意識を高めるための実効性のある仕組みづくりを推進します。（リフューズ、リデュースの推進）

#### ② 適正な循環利用と処理の推進

排出抑制を推進しつつも発生するごみはゼロになることはないため、排出されるごみは、適切な分別、資源として再使用・再生利用、焼却する際のエネルギー回収等を行うことにより、可能な限り循環利用に努めるとともに、適正な処理を行います。（リユース、リサイクルの推進）

#### ③ 総合的なごみ処理システムの点検・評価

将来においても安定してごみの適正処理が行えるよう、収集・運搬・処分の一連のごみ処理過程において、効果や公平性、コスト等の様々な視点から、更なる効率化と施設の長寿命化に向けた点検・評価を行います。

### (3) 各主体の責務及び役割

#### ア 市民の責務及び役割

- ① ごみの排出を抑制し、再使用及び再生利用を促進するなどにより、ごみの減量に努めます。
- ② 商品を選択するときは、その商品の内容や包装、容器等をよく見定め、ごみの減量と環境保全に配慮した商品を積極的に選択します。
- ③ 再使用及び再生利用が可能となるよう分別を行うとともに、資源集団回収等のリサイクル活動に参加、協力するなど、ごみの減量と資源の有効活用に努めます。
- ④ ごみを排出するときは、排出基準に従い、分別して排出します。
- ⑤ そのほか、ごみの減量と適正処理の確保に関する市の施策に協力します。

#### イ 事業者の責務及び役割

- ① 事業者は、自らの責任においてごみを適正に処理しなければなりません。
- ② ごみの排出を抑制し、再使用及び再生利用を促進するなどにより、ごみの減量に努めます。
- ③ 再使用及び再生利用が可能となるよう分別を行うとともに、資源集団回収等のリサイクル活動に参加、協力するなど、ごみの減量と資源の有効活用に努めます。
- ④ ごみを排出するときは、排出基準に従い、分別して排出します。ただし、ごみステーションには排出できません。
- ⑤ 多量排出事業者（店舗面積が500m<sup>2</sup>以上の小売店や3,000m<sup>2</sup>以上の延べ床面積を有する事業所）は、毎年、前年度の事業系一般廃棄物処理実績報告書と次年度の一般廃棄物減量計画書を市に提出しなければなりません。

#### ウ 市の責務及び役割

- ① 市は、あらゆる施策を通じて、ごみの排出を抑制し、再使用及び再生利用を促進するなどにより、ごみの減量を推進するとともに、ごみの適正な処理を図ります。
- ② ごみ処理の事業実施に当たっては、処理施設の整備及び作業方法の改善を図るなど、その効率的な運営に努めます。
- ③ 市民及び事業者に対し、ごみの減量及び適正な処理に関する意識啓発を図ります。
- ④ ごみの減量及び適正な処理に関する市民及び事業者の自主的な活動を支援するよう努めます。

## 第2章 計画の指標及び目標値

### 1 ごみ処理の見込量

2010(平成22)年度からの7年間分の実績の傾向や人口減少等の社会情勢を踏まえ、次のように見込量を予測しました。

	2010(平成22)年度実績	2021年度予測
人口	262,998	246,042
ごみ排出量(t)	98,923	89,105
ごみ焼却量(t)	85,921	80,305
総資源化量(t)	30,249	33,321
最終処分量(t)	4,026	4,149

ごみ排出量：収集ごみ量＋直接搬入ごみ量＋資源集団回収量

総資源化量：資源物収集量＋施設資源化量＋資源集団回収量＋民間リサイクル量

### 2 計画目標

#### (1) 目標設定の考え方

家庭系ごみについては、これまでの取組により、十分な減量化が達成できました。これは、市民一人ひとりの環境意識の高まりによる努力の成果と言え、今後も継続的な排出抑制効果が期待できます。

一方で、事業系ごみについては、一定の減量化は図られたものの、類似団体と比較しても多いという実態があるため、引き続き排出抑制や資源化に取り組むことが必要です。

このようなことから、引き続きリサイクルやごみ減量化、処理施設での適正処理の進捗を図る指標が必要です。

中間見直しにあってもこの考え方は継続することとし、これに中間見直しまでの目標値の達成状況や、課題解決に向けた新たな取組の効果を反映した目標値とします。

#### (2) 指標及び目標値

前述の考え方を踏まえ、指標及び目標値は、2010(平成22)年度実績値を基準として次のとおりとします。

指標名	目標	2010(平成22)年度実績値	2021年度目標値
① ごみ焼却量(トン)	7%削減	85,921	79,635
② 事業系ごみ搬入量(トン)	13%削減	48,617	42,500
③ リサイクル率(%)	34%以上達成	27.3	34以上

④ 1人1日平均排出量 (g/人日)	985g未満	1,031	985未満
--------------------	--------	-------	-------

- ①「ごみ焼却量」は、処理施設の能力や運営に影響を及ぼす指標であり、温室効果ガスの排出や最終処分量にも関係します。事業系ごみの対策強化、家庭系ごみの排出抑制、宇久地区の統合などにより、7%を削減します。
- ②「事業系ごみ搬入量」は、市の処理施設に持ち込まれる事業系ごみの量であり、分別の徹底、リサイクルによる減量化を促進するための指導の強化などの対策により、13%を削減します。
- ③「リサイクル率」は、ごみの総排出量に占める市の処理施設等で資源化される量の割合を示したものです。分別の徹底、宇久地区の統合、焼却灰のセメント原料化、小型家電リサイクルなどで資源化を推進することにより、34%以上を達成します。
- ④「1人1日平均排出量」は、市の処理施設で処理するごみの量を市の人口で割ったもので、直接的なごみ減量化を示す指標です。(ごみ排出量÷人口÷365日) 事業系ごみの対策強化や宇久地区の統合など、ごみ減量の取組を推進することにより、985g未満を達成します。

## 第3章 排出抑制

### 1 排出抑制の考え方

ごみの排出は、佐世保市民の生活や経済活動の質と量を表す目安の一つです。ごみになりにくい商品を提供しているか、消費者は積極的にそれを選び、物を長持ちさせているか、使い終わってもリサイクルできる物を見極めているか、きちんと分別しているか、ルールを守ってごみを出しているかといった生活習慣や事業活動そのものを反映していると言えます。

ごみの減量化は、その処理にかかるエネルギーを減らし、豊かな自然や快適な生活環境を守ることに繋がっています。そのため、物を買う時や使う時にそれを使い終わったらどうなるかにまで想像をめぐらせる意識が必要になります。

市民一人ひとりの日常の中に常にこのような意識が浸透するよう、様々な施策を実施していきます。

### 2 排出抑制の施策

ごみの排出抑制に向けて、次のことに取り組みます。

#### (1) 資源物の分別排出の徹底

分別について分かりやすく記載した「ごみ収集カレンダー・分別表」の配布やホームページ等インターネットを使った情報提供を充実させ、また、各地域で分別説明会を開催するなど分別排出の啓発に努めます。自治会や町内会、子供会等に対しては、報奨金を交付する資源集団回収制度の周知と利用の促進に努めます。

#### (2) 家庭系ごみの2段階有料化制度の充実

2005(平成17)年から導入した有料化制度は、2009(平成21)年に一部見直しを行いました。引き続き、より利用しやすい制度とし、更なる浸透・定着を図るため、主に転入者や単身世帯向けの啓発の充実を図るなど、よりきめ細やかな制度の充実に努めます。

#### (3) 事業系ごみ対策

事業所に対しては、収集運搬許可業者を含め、産業廃棄物と一般廃棄物の区分や適正な処理方法についての周知徹底と指導を図ります。事業者への指導にあたっては、業種別・地域別などの効率的かつ効果的な手法を検討し、きめ細やかな指導に努めます。

クリーンセンターでは、定期的に持ち込まれたごみの展開検査を行い、分別が不十分であったり、産業廃棄物などの持ち込めないごみがあった場合は、受入れ拒否や、排出した事業所や運搬を行った許可業者への個別訪問指導を行います。展開検査は、時期や体制など効果的な実施に努め、違反者に対しては厳しく対処します。



事業所の機密性の高い文書については、その多くが焼却されリサイクルされていないことから、まずは市の機密文書のリサイクルについて検討を行います。

多量排出事業者に対しては、毎年、ごみ減量に関する計画書及び実績報告書の提出を受けるとともに、排出状況の監視及び減量努力についての啓発・指導を行います。

事業系ごみを大幅に減量化した取組やユニークな取組を行っている事業所の表彰及びホームページ等での紹介を検討します。

#### (4) 環境教育・環境学習の推進

ごみ問題は、市民生活と密接にかかわることであり、一番身近な環境問題の一つです。市民一人ひとりの自発的なごみの排出抑制と適正処理につながるよう、市民の協力を得ながら解決を図ることが必要です。

そのため、ごみ減量アドバイザーの派遣、クリーン推進委員との連携、町内会、教育現場等での説明会の開催など、学校や地域と連携し、普及・啓発活動に取り組みます。

#### (5) 食品ロスの削減

食品由来の廃棄物の可食部分、いわゆる食品ロスと考えられる量は、2014(平成26)年度の国の推計では年間621万トン、そのうち半分が家庭から出されているとされています。また、飲食店等から排出される事業系ごみは、厨芥類が多くを占めています。

今後情報収集に努め、国や県と連携・協力しながら、3010運動(注)の普及啓発をはじめ、家庭、飲食店や宿泊施設等の事業所への啓発・広報等の対応を検討します。

注：3010運動

宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーン

<乾杯後30分間>は席を立たずに料理を楽しみましょう

<お開き10分前>になったら、自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょうと呼びかけて、食品ロスを削減するもの

第4章 分別収集

1 分別収集の考え方

容器包装リサイクル法等の法令で定められた品目や、その他資源として有用な物については、経済性や効率性、環境への負荷等の多様な要素を総合的に検討した上で、可能な限り分別収集を実施するものとします。

また、分別収集するものとした品目についても、定期的に点検・評価を行います。

ただし、家庭系ごみの減量化が十分図られている場合は、新たな法令等の整備によるものを除き、市民の努力に対してこれ以上の負担を強いることのないよう、現行の分別項目を継続することとします。

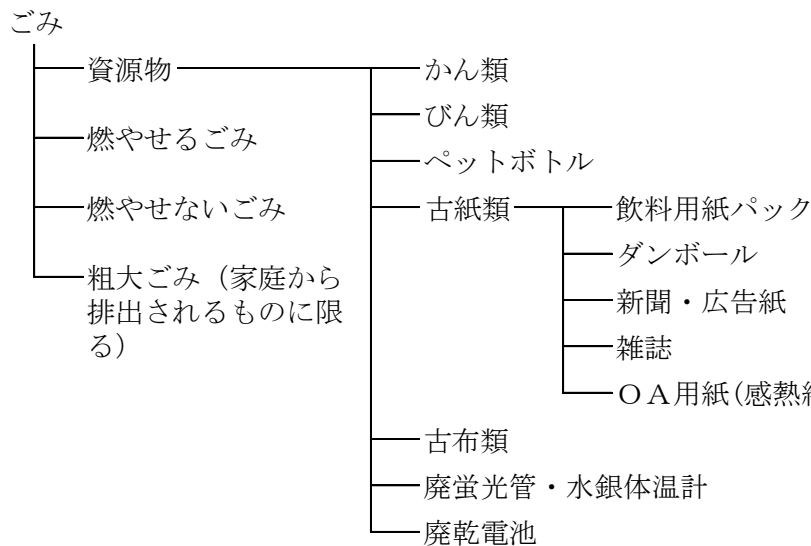
2013(平成25)年に施行された小型家電リサイクル法を受け、焼却灰の溶融処理におけるリサイクルを前提に小型家電の臨時回収を実施していましたが、灰溶融施設の廃止後、2019年度からは、新たに小型家電（市が指定するものに限る）をごみステーションで分別収集することとします。

2 分別して排出するごみの種類と分別区分

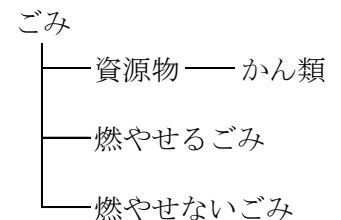
市が収集するごみは、市内（宇久地区除く）が4種14分別、宇久地区が3種3分別とします。市の処理施設へ持ち込む場合も同様です。

図10 分別の区分

<市内（宇久地区除く）> 4種14分別



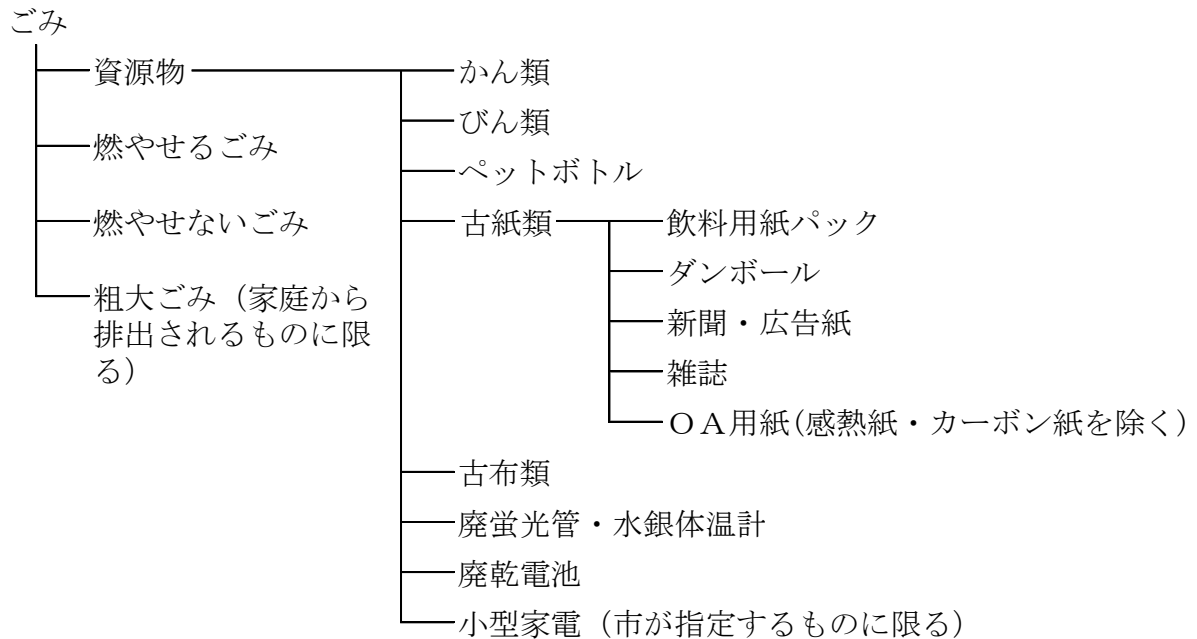
<宇久地区> 3種3分別



なお、灰溶融施設の廃止後、2019年度から新たに小型家電（市が指定するものに限る）を資源物に加え、4種15分別とします。また、新西部クリーンセンターの稼働に合わせて、2020年度から宇久地区も分別区分を統一し、市内全域を4種15分別に統一します。

図11 分別の区分（小型家電リサイクル分別収集及び宇久地区の統合後）

<市内全域> 4種15分別



### 3 市が処理しないごみ

#### (1) 市が収集及び処分しないごみ（処理除外物）

次に挙げる物は、市が行うごみ処理の対象としません。

- ① 有害性のある物
- ② 危険性のある物
- ③ 引火性のある物
- ④ 著しく悪臭を発する物
- ⑤ 特別管理一般廃棄物
- ⑥ 特定家庭用機器廃棄物（家電5品目）
- ⑦ その他法令、条例及び規則で定める物

#### (2) 市が収集しないごみ

以下の物（処理除外物を除く）については市は収集しませんが、排出者が自ら運搬するか、収集運搬許可業者へ委託することでクリーンセンターへの搬入が可能です。

- ① 引越し等により発生した臨時的大量なごみ
- ② 事業系一般廃棄物（ただし、黒島町、高島町及び宇久町の事業系ごみは、臨時的大量なごみを除いて収集する）
- ③ 宇久地区において排出される指定ごみ袋に入らないごみ（分別区分統一まで）
- ④ 指定ごみ袋に入らず、かつ60kgを超えるごみ
- ⑤ アパート・マンション等に居住する一般家庭から排出されるごみのうち、市の指定を受けていないごみ集積所に排出されるごみ又は「佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」第20条の2及び第22条の規定によらずに市が指定したごみステーションに排出されるごみ

## 第5章 ごみの適正処理

## 1 収集運搬計画

収集運搬の方法は次のとおりとします。

表1 ごみの収集運搬方法

区分	種類	収集回数	収集方法
家庭系ごみ	燃やせるごみ	毎週2回	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定ごみ袋によるステーション方式</li> <li>排出者による自己搬入</li> </ul>
	燃やせないごみ	毎月1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>※一部無料対象ごみは透明・半透明袋可</li> <li>※宇久地区のみ地区限定の指定ごみ袋を使用（2020年度の分別区分統一後、指定ごみ袋は市内共通）</li> <li>※臨時的な大量なごみは排出者の委託を受けた収集運搬許可業者による収集</li> </ul>
	資源物	毎月2回 毎月1回（黒島、高島、宇久）	<ul style="list-style-type: none"> <li>透明又は半透明袋によるステーション方式</li> <li>排出者による自己搬入</li> <li>※臨時的な大量なごみは排出者の委託を受けた収集運搬許可業者による収集</li> </ul>
	粗大ごみ	随時	<ul style="list-style-type: none"> <li>戸別有料収集（宇久地区を除く。宇久地区は2020年度から導入）</li> <li>排出者による自己搬入</li> <li>※粗大ごみ受付センターで対応不可能な場合については、排出者の委託を受けた収集運搬許可業者による収集</li> </ul>
	事業系ごみ (産業廃棄物を除く)	許可業者との契約による	<ul style="list-style-type: none"> <li>排出者による自己搬入</li> <li>排出者の委託を受けた収集運搬許可業者による戸別収集</li> <li>※黒島町、高島町及び宇久町では家庭系ごみと同じ指定ごみ袋によるステーション方式（ただし、臨時的な大量なごみは排出者の委託を受けた収集運搬許可業者による収集）</li> </ul>

## (1) 市の収集運搬の体制

ごみの収集運搬は、市民生活に密接に関係する重要な市民サービスであるため、引き続き安定的で確実な業務の履行に努めます。

市の収集運搬体制については、現在、市直営と民間委託の2形態で収集運搬を行っていますが、今後も民間活力の継続的利用を含め、上述のごみの収集運搬方法等

を勘案しながら、人口やごみの増減に見合った収集運搬とするなど、より効率的な体制の構築を検討、整備していくものとします。

なお、民間活力の利用に当たっては、法令で定める委託の基準を遵守し、安定的で確実な業務に資する受託者の財政的基礎、実績、規模等に係る要件を考慮しつつ、総合的に判断することとします。

## (2) 市が収集しないごみの処理方法

市が収集しないごみについては、次のとおり排出者の責任において適正に処理することとなります。

### ア 特定家庭用機器廃棄物（家電5品目）

#### 【対象】

エアコン（室外機含む）、テレビ（ブラウン管、液晶・プラズマ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機

#### 【方法】 次のいずれかの方法で処理します。

- ・ 排出者が購入する又は購入した販売業者へ引き取りを依頼する。
- ・ 排出者自らメーカー指定引き取り場所へ搬入する。
- ・ 収集運搬許可業者に指定引き取り場所への収集運搬を委託する。

### イ パソコン類

#### 【対象】

デスクトップパソコン、ノートパソコン、CRT ディスプレイ、液晶ディスプレイ、液晶ディスプレイ一体型パソコン、CRT ディスプレー一体型パソコン及び標準添付品（マウス、スピーカー、ケーブル等）

#### 【方法】 次のいずれかの方法で処理します。

- ・ 製造業者又は輸入販売業者に回収を申し込む。
- ・ 回収メーカーがない場合は、「一般社団法人パソコン3R推進協会」に回収を申し込む。

### ウ 上記以外の処理除外物

工事作業等を依頼した業者若しくは購入した販売店に引き取りを依頼するか、又は専門業者に相談する。

### エ 臨時的大量なごみ等

排出者が自ら市の処理施設に搬入するか、又は収集運搬許可業者に委託する。

## (3) ごみステーションの整備及び適正排出の指導

町内自治会等のごみステーション整備に対しては、引き続き補助金による助成を行います。また、適宜、各地域で分別説明会を開催するとともに、市民と行政のパイプ役であるクリーン推進委員と連携し、ごみの減量や正しいごみの出し方等について指導・啓発を行います。

市は、指定袋以外や分別せずに排出されるごみに対して、排出者の特定に努め、個別指導も行います。

また、中国や韓国からの留学生や米軍関係者向けに、「ごみ収集カレンダー・分別表」の多言語化や啓発等を行い、適切に分別されるよう取り組みます。

#### (4) ごみステーションへの排出困難者の対策

---

高齢化社会の進展により、高齢者だけで構成する世帯や一人暮らしがますます増えることが見込まれます。それに伴い、自力でごみを出すことが難しくなる高齢世帯の割合も増えることが予想されます。その中で、地域のみや行政のみの取組では限界があり、地域と行政が対等なパートナーとしてそれぞれの役割と責任を自覚した協働によるまちづくりが重要となってきます。

ごみ出しは、日常生活において欠かすことのできないことの一つであり、ごみの排出が困難な世帯への対策については、市民の意見等を聴取しつつ、福祉政策等と整合を図りながら、総合的な判断の下、利用しやすいごみ排出の仕組みづくりについて調査・検討を行います。

## 2 中間処理計画

## (1) 中間処理施設の概要

	施設名	所在地	処理方式	処理能力
焼却施設	西部クリーンセンター	下本山町 294 番地 2	連続燃焼炉	120t/24h×2 基
	東部クリーンセンター	大塔町 1036 番地 1	連続燃焼炉	100t/24h×2 基
	宇久清掃センター	宇久町平 5270 番地 第2外	機械化バッチ燃焼式焼却炉	8t/8h
破碎施設	不燃・粗大ごみ処理施設	下本山町 294 番地 2	水平軸ハンマータイプ	50t/5h
熔融施設	灰熔融施設	下本山町 2 番 1	電気式灰熔融炉 (交流抵抗式)	29t/24h×2 基

※西部クリーンセンター及び不燃・粗大ごみ処理施設は建て替えを進めている。また、灰熔融施設は2018年度末をもって廃止する。

## (2) ごみの適正処理

焼却施設では水質や大気的安全基準等法令で定められた技術上の基準を遵守し、適切な運転及び維持管理に努めるとともに、維持管理に関する情報は定期的に市のホームページ等で公表します。

## (3) 運転効率の最適化

エネルギー使用量や温室効果ガス発生量は、市の行政事務の中でごみ処理施設からのものが大半を占めています。省エネルギーや地球温暖化対策を進める上でも焼却するごみの量を減らすことはもとより、施設の効率的な運転を図ることも必要です。

そのため、エネルギー消費の効率化を図る視点から、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(省エネ法)に基づく中長期計画により、環境マネジメントシステムをはじめとした取組を推進していきます。

### 3 再生利用計画

#### (1) 資源化施設の概要

施設名	西部クリーンセンター資源化施設			
所在地	下本山町1番第4			
資源化対象物	中間処理：アルミ缶、スチール缶、ペットボトル、 保 管：古紙類、古布類、廃蛍光管・水銀体温計、廃乾電池、 小型家電（※2019年度から）			
型 式	空き缶選別機	空き缶圧縮機	ペットボトル 圧縮機	ストックヤード
処 理 能 力	18,000 缶/h スチール缶 720kg/h アルミ缶 250kg/h	スチール缶 12.5 t /5h アルミ缶 1.3 t /5h	ペットボトル 2.5 t /5h	247m <sup>2</sup>

施設名	株式会社縣北衛生社 宮リサイクルプラント
所在地	宮津町646番地
資源化対象物	びん類（無色ガラス容器、茶色ガラス容器、その他ガラス容器）
処 理 能 力	40t/日

※宮リサイクルプラントでは、東彼地区（川棚町、波佐見町、東彼杵町）の容器包装廃棄物の中間処理も行っている。

#### (2) 循環利用に適した処理

資源化施設については、設備の安定的な稼働を図りつつ、リサイクルに適した品質の向上に努めます。

市外で処理される「廃蛍光管・水銀体温計・廃乾電池」の3品目については、法令に基づきそれぞれの処理施設のある市町村へ通知するとともに、委託している処理の実施状況を年一回確認します。

#### (3) リユースの推進

「物を長く使う」という意識が浸透し、市内でも家具や衣類の中古品販売店が増えています。このように不用となっても「ごみとして排出しない」という更なる意識の啓発に取り組みます。



#### (4) ごみ発電

ごみ発電については、既に東部クリーンセンター（発電能力2,085kW）で行っていますが、現在、建て替えを進めている新西部クリーンセンターについても、ごみ発電の導入及び熱エネルギーの有効活用を図り、循環型社会の形成に向けた取組を行っていきます。

#### (5) 家電等のリサイクル推進

家電リサイクル法で規定する5品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機）は、同法に基づき適正な排出、引き取り、リサイクルが行われているか監視するとともに、必要に応じて指導及び啓発を行います。

自動車については、自動車リサイクル法に基づいて、パソコンは資源有効活用推進法に基づいた適正な処理を推進します。

二輪車についてもメーカー等の自主リサイクルの手順に基づいた適正な処理を推進します。

これら有料で処理される物は、不法投棄されやすいこともあるため、その防止の観点からも取組を強化していきます。

#### (6) 焼却灰溶融処理によるリサイクル（※2018年度末まで）

ごみを焼却施設で燃やした後に発生する焼却灰は、そのまま埋め立てるのではなく、さらに減容化するために電気炉で溶融しています。（灰溶融処理）

この処理によって生じた金属部分（メタル類）とその他（溶融スラグ等）についてはそれぞれ売却します。メタル類は銅や鉄等の原料として、溶融スラグは道路の路盤材等として有効利用されています。

このように、灰溶融処理によるリサイクルは、最終処分場の延命化につながるものですが、東日本大震災以降の電気料金等の高騰により運営費が負担となっていたことから、将来的なコスト比較、新たなごみ処理技術、他都市の状況等を総合的に勘案し、2018年度末をもって廃止します。

#### (7) 焼却灰のセメント原料化によるリサイクル（※2019年度から）

2019年度から、焼却灰については、灰溶融処理から民間セメント工場への処理委託へ変更します。焼却灰は民間のセメント工場においてセメントの原料へリサイクルされます。これにより焼却灰のリサイクルを推進するとともに、引き続き最終処分場の延命化を図ります。

#### (8) 小型家電リサイクル推進

2018年度末までは、灰溶融施設で生成された有用金属（メタル類）の売却・再資源化を前提に、補完的に小型家電の臨時回収を実施します。

灰溶融施設の廃止後、2019年度からは、分別区分を新たに設け、ステーション方式により資源物として分別収集します。

### (9) 宇久地区のごみのリサイクル推進

---

宇久地区の資源物の分別収集は、2019年度まではかん類のみですが、2020年度から分別区分を統一し、びん類、ペットボトル、古紙類、古布類、廃蛍光管・水銀体温計、廃乾電池、小型家電（市が指定するものに限る）も資源物として分別収集します。

### (10) 他市町からのごみの持込み

---

他市町からのごみの持込みは原則として認めないこととします。

宮リサイクルプラントでは、容器包装リサイクル法の特定分別基準適合物の保管施設として指定されており、東彼地区の容器包装廃棄物の中間処理も行っていますが、これは、東彼地区保健福祉組合が法令に基づく通知をした上で、この施設に処理を委託したものです。

## 4 最終処分計画

### (1) 最終処分場の概要

施設名	所在地	敷地面積	埋立容量	残余容量
佐世保市一般廃棄物 最終処分場	下本山町2番7外	24,000 m <sup>2</sup>	275,000 m <sup>3</sup>	91,609m <sup>3</sup>
宇久一般廃棄物 最終処分場	宇久町平 5262 番地外	21,000 m <sup>2</sup>	9,000 m <sup>3</sup>	6,310m <sup>3</sup>

佐世保市一般廃棄物最終処分場（西部クリーンセンター内）は灰溶融処理の開始により、2017(平成29)年3月末現在でおよそ18年分の残余容量を確保しています。宇久一般廃棄物最終処分場も十分な容量を確保しています。

### (2) 今後の方針

今後も、ごみの排出抑制と減量化に取り組むとともに、中間処理後の焼却灰の減容化や再生利用により、残余容量を確保し、最終処分場の延命化を図ります。

また、残余容量を見極めながら、最終処分場の拡張計画を検討していきます。

施設運営に当たっては、引き続き、悪臭やごみの飛散又は浸出水等、周辺環境への影響がないように適切に管理を行います。

**第6章 ごみ処理施設の整備****1 処理施設の種類ごとの整備****(1) 焼却施設****ア 西部クリーンセンター**

1977(昭和52)年に建設された西部クリーンセンターについては、これまで性能の維持を図る対策工事を実施してきましたが、供用開始から約40年が経過し老朽化が進んでいることから建て替えを進めています。

**イ 東部クリーンセンター**

2001(平成13)年に建設された東部クリーンセンターについては、施設の延命化のための長寿命化計画を策定し、基幹的設備の改良を実施しています。

**ウ 宇久清掃センター**

宇久地区のごみについては、2020年度から新西部クリーンセンターでの統合処理に向け、中継施設などの整備を進めていきます。

**(2) 破碎施設**

破碎施設については、焼却施設と同様に老朽化が進んでいるので、焼却施設と併せて建て替えを進めています。

**(3) 灰溶融施設**

灰溶融施設については、最終処分場の延命化を果たしてきたものの、東日本大震災以降の電気料金等の高騰により運営費が負担となっていたことから、将来的なコスト比較、新たなごみ処理技術、他都市の状況等を総合的に勘案し、2018年度末をもって廃止します。

**(4) 資源化施設**

資源化施設については、焼却施設と同様に老朽化が進んでいるので、焼却施設と併せて建て替えを進めています。

**(5) 最終処分場関係施設**

今後の残余容量を見極めながら、適切な規模の拡張計画を検討していきます。

## 第7章 その他ごみ処理に関する必要な事項

### 1 佐世保市環境政策審議会による進捗管理

佐世保市環境基本条例第20条の規定により設置される佐世保市環境政策審議会は、法第5条の7で規定する「廃棄物減量等推進審議会」の役割を持っています。

この審議会では、市の清掃事業の運営のほか、一般廃棄物の減量及び処理に関する事項について審議します。市は、条例に基づく附属機関としての審議会から、本計画の進捗のチェックを受け、必要に応じてごみ処理制度に対する意見や提言を受けるものとします。

### 2 緊急時対策

#### (1) 災害対策

地球温暖化が起因とされる気候変動により、大雨の頻度増加や台風の強大化等による災害が増加するとともに、その被害も大規模化することが懸念されます。東日本大震災や熊本地震などの大規模地震においても、甚大な被害により、がれきや木くずなど、膨大な災害廃棄物が発生しています。

大規模災害発生時には、市民の健康や衛生への配慮、安全の確保、被災地の速やかな復旧・復興のために、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理が求められます。

今後想定される大規模災害に備え、2014(平成26)年3月に改定された国の「災害廃棄物対策指針」に基づき、「災害廃棄物処理計画」を策定し、平時から対策を講じておく必要があります。

#### (2) 海岸漂着物対策

近年、外国由来のものを含む漂流・漂着ごみによる生態系を含めた環境・景観の悪化が深刻化しており、漁業への被害も発生しています。

そのような中、海岸漂着物の円滑な処理及び発生抑制を図るため、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」が2009(平成21)年7月に施行されました。この法律に基づき、長崎県は2010(平成22)年10月に「長崎県海岸漂着物対策推進計画」を策定しました。

本市では、県の計画の中で「重点区域」として指定されている佐世保港内を除く海岸において、県の計画に沿って、市民、事業者、民間団体等と互いに連携・協力し、それぞれの役割分担の下、海岸漂着物対策を継続的に実施していきます。

### 3 不適正処理及び不法投棄対策

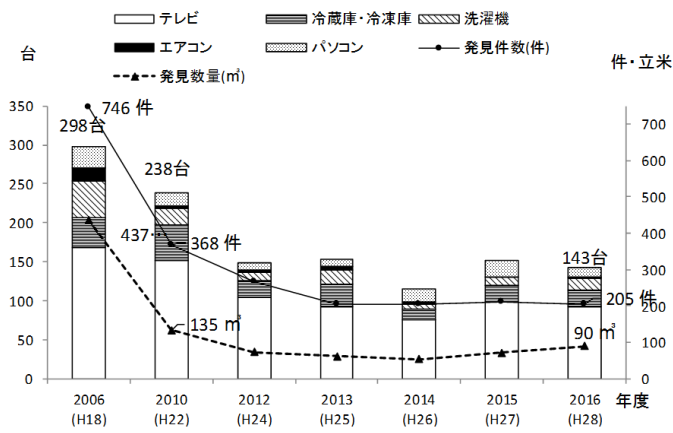


図12 不法投棄の推移

ごみの不法投棄は、主に山間部で発生しており、市が発見した発生件数は図に示すとおりです。2006(平成18)年度をピークに減少傾向にあり、近年ほぼ横ばいとなっています。

不法に投棄された廃棄物を発見した場合は、投棄者を特定するため徹底した調査を行い、投棄者には撤去指導など厳しい対処を行っています。

不法投棄は、重大な犯罪行為であり、その撲滅が困難であることに加え、周辺環境や市民生活への影響が懸念されることから、監視カメラの増設のほかパトロールや民間企業等との連携を強化しつつ、引き続き厳しく対処していきます。また、不適正処理対策として、ルールへの遵守やモラル向上のための啓発を行っています。

廃家電等を無料で引き取っている事業者に対しては、廃棄物であることの疑いがある場合は、必要に応じて法に基づく報告徴収や立入調査を行います。

### 4 計画に基づく施策の方向性

本計画を着実に推進するため、目標年度までの期間内(2018~2021年度)に実施すべき施策の方向性は、次のとおりです。

なお、個々の施策は毎年度策定する実施計画に定め、その進捗は環境政策審議会にて審議します。

表2 施策体系

大分類	中分類	小分類	具体的に取り組む主な施策・事業
排出抑制の推進		分別排出の徹底	ごみ収集カレンダー・分別表の配布 地域ごとの分別説明会の開催 資源集団回収制度の周知と利用促進
		環境教育・普及啓発	ごみ減量アドバイザーの派遣 グリーン推進委員との連携 啓発イベントの実施・参加
		食品ロス	情報収集及び啓発・広報等の対応の検討 3010運動の普及啓発
家庭系ごみ対策		2段階有料化制度	制度の充実の検討 転入者及び単身者向けの啓発の充実
		利用しやすい排出方法	ごみ排出困難者に対する排出方法の検討
		分別品目の総合的な検証	必要に応じて分別収集の合理性を検証 新たな法制度整備に伴う分別品目追加の検討
		宇久地区の統合(2020年度から)	4種15分別への統一 2段階有料化制度の導入 粗大ごみ戸別有料収集制度の導入
		小型家電リサイクル	小型家電の分別収集(2019年度から)
事業系ごみ対策		適正な分別と処理方法の周知	事業者及び収集運搬業者向け広報パンフレットの配布
		展開検査と訪問指導	クリーンセンターにおける定期的な展開検査の実施 不適切な事業者への指導
		指導の強化	業種別・地域別など効率的かつ効果的な指導 展開検査の効果的な実施及び厳しい対処
		多量排出事業者対策	ごみ減量に関する計画書及び実績報告書の提出等の啓発・指導
		機密文書のリサイクル	市の機密文書リサイクルの検討
		ごみ減量等に対する表彰	事業所における大幅な減量やユニークな取組の紹介及び表彰の検討
ごみの適正処理	収集運搬	収集運搬体制の効率化推進	民間活力の継続的利用も含めた効率的な収集運搬体制の構築
		ごみステーションの整備及び適正排出指導	補助金によるごみステーション整備 ごみカレンダーの多言語化や外国人向け啓発
	循環利用	リユースの推進	啓発活動の推進
		家電等のリサイクル	家電5品目、自動車、二輪車、パソコンのルールに則ったリサイクルの推進
		ごみ発電	東部クリーンセンターでの熱回収 新西部クリーンセンターでの熱回収
		焼却灰の熔融処理(2018年度末まで)	メタル類と熔融スラグの有効利用
		焼却灰のセメント原料化(2019年度から)	焼却灰のセメント原料化への変更
	施設整備と維持管理	適切な維持管理と情報の公表	法令に定められた技術上の基準の遵守 維持管理に関する情報の公表
		運転効率の最適化	運転体制や職員の適正配置 省エネルギーのための環境マネジメントシステムの推進
		計画的な施設整備の検討	西部クリーンセンターの建て替え 破砕・資源化施設の建て替え 宇久清掃センターの統廃合 東部クリーンセンターの基幹的設備の改良 最終処分場の拡張計画の検討
		緊急時対策	災害廃棄物対策 海岸漂着物対策
	不法投棄対策		パトロールの強化(警察、海上保安庁、民間企業との連携、民間委託) 監視カメラの増設
計画の進捗管理		環境政策審議会での定期的把握・審議 実施計画で施策の見直し	

一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）  
中間見直し

2018年3月策定

佐世保市環境部